

# 2025年 短期給付金の送金スケジュール

※ A・Bいずれの場合も、通帳には、送金元「郵政共済 短期経理」と印字されます。

## A 自動送金の給付金

- ・高額療養費とその附加給付

### 【注意事項】

- 診療月から、最短で4か月後が目安です。
- 次の場合等、送金予定日が遅れます。
  - ・医療機関から共済組合への請求遅れ
  - ・医療機関が作成したレセプトの不備
  - ・レセプトの診療内容審査中の場合
- 自動送金の場合、支給額等の文書によるご案内は行っていませんので、あらかじめご了承ください。
- 自治体の医療費助成を受けている場合（過去に受けていた場合を含む）は、自動送金対象外となることがあります。

診療月	最短送金予定日
2024年 9月	2025年 1月10日(金)
2024年 10月	2025年 2月5日(水)
2024年 11月	2025年 3月5日(水)
2024年 12月	2025年 4月7日(月)
2025年 1月	2025年 5月12日(月)
2025年 2月	2025年 6月5日(木)
2025年 3月	2025年 7月7日(月)
2025年 4月	2025年 8月5日(火)
2025年 5月	2025年 9月5日(金)
2025年 6月	2025年 10月6日(月)
2025年 7月	2025年 11月5日(水)
2025年 8月	2025年 12月5日(金)

## B 請求書の提出が必要な給付金

- ・療養費（立替払い、装具、弱視治療用眼鏡）
  - ・出産費・出産費附加金
  - ・傷病手当金、休業手当金、出産手当金
  - ・埋葬料
  - ・災害見舞金
  - ・自動送金対象外の高額療養費・附加給付
- ※送金可能な診療月は左表Aに準ずる

### 【注意事項】

- 次の場合、送金予定日どおりのお支払とならない場合があります。
  - ・請求書等の不備
  - ・傷病手当金の初回請求
  - ・登録口座情報の不備
  - ・医療機関からのレセプト到着遅れ
  - ・医療機関が作成したレセプトの不備
  - ・レセプトの診療内容審査中の場合
  - ・資格喪失等の手続きが未完了の場合の埋葬料
  - ・出産費附加金のみ請求の場合
- 送金確定時には、決定通知をお送りします。

請求締切日(必着)	送金予定日
2024年11月29日(金)	2025年1月10日(金)
2024年12月12日(木)	2025年1月20日(月)
2024年12月27日(金)	2025年2月5日(水)
2025年1月16日(木)	2025年2月20日(木)
2025年1月31日(金)	2025年3月5日(水)
2025年2月17日(月)	2025年3月21日(金)
2025年2月28日(金)	2025年4月7日(月)
2025年3月14日(金)	2025年4月21日(月)
2025年3月31日(月)	2025年5月12日(月)
2025年4月14日(月)	2025年5月20日(火)
2025年4月30日(水)	2025年6月5日(木)
2025年5月16日(金)	2025年6月20日(金)
2025年5月30日(金)	2025年7月7日(月)
2025年6月13日(金)	2025年7月22日(火)
2025年6月27日(金)	2025年8月5日(火)
2025年7月16日(水)	2025年8月20日(水)
2025年7月31日(木)	2025年9月5日(金)
2025年8月15日(金)	2025年9月22日(月)
2025年8月29日(金)	2025年10月6日(月)
2025年9月12日(金)	2025年10月20日(月)
2025年9月30日(火)	2025年11月5日(水)
2025年10月15日(水)	2025年11月20日(木)
2025年10月31日(金)	2025年12月5日(金)
2025年11月17日(月)	2025年12月22日(月)

## 【参考】2026年 短期給付金の送金スケジュール

診療月	最短送金予定日
2025年 9月	2026年 1月13日(火)
2025年 10月	2026年 2月5日(木)
2025年 11月	2026年 3月5日(木)
2025年 12月	2026年 4月6日(月)

請求締切日(必着)	送金予定日
2025年 11月28日(金)	2026年 1月13日(火)
2025年 12月10日(水)	2026年 1月20日(火)
2025年 12月26日(金)	2026年 2月5日(木)
2026年 1月15日(木)	2026年 2月20日(金)
2026年 1月29日(木)	2026年 3月5日(木)
2026年 2月13日(金)	2026年 3月23日(月)